

令和4年7月1日以降、雇用保険の受給資格者が「求職者支援訓練」の受講を開始する場合に、訓練延長給付や技能習得手当等を受給することができるようになります。

〈概要〉

令和4年7月1日から、**雇用保険の受給資格者**に対して公共職業安定所長が受講を指示する公共職業訓練等の対象に「求職者支援訓練」が追加されます。

これによって、令和4年7月1日以降、雇用保険の受給資格者が求職者支援訓練の受講を開始する場合、訓練実施期間中に訓練延長給付（※1）及び技能習得手当（※2）等を受給することができます。

留意事項

- (1) 職業訓練の受講の指示を受けるためには、職業訓練を受講することが適職に就くために必要であることなど、いくつかの要件があります。
- (2) 受講指示がなされた後は、速やかに、訓練実施機関の長の証明を受けた「公共職業訓練等受講届・通所届（様式第12号）」を管轄公共職業安定所の長に提出する必要があります。その際、受講指示を受けたことを訓練実施機関に知らせるため、職業訓練受講指示書を提示してください。
- (3) 通常失業の認定は、4週間に1回指定される認定日に来所することで、前回の認定日から今回の認定日の前日までの原則28日分について行われますが、受講指示がなされた後は、訓練実施機関の長の証明を受けた「公共職業訓練等受講証明書（様式第15号）」を管轄公共職業安定所の長に提出することにより、1か月に1回失業の認定を受けることとなります。
(例) 7月1日から受講指示により求職者支援訓練の受講を開始した場合、7月分の失業の認定は、7月分の受講証明書を8月に管轄公共職業安定所の長に提出後、31日分について行われる。
- (4) 受講届及び通所届並びに受講証明書の管轄公共職業安定所の長への提出は、指定来所日に持参、それ以外の日持参、特定記録郵便等による郵送、家族等代理人による提出（委任状が必要）のいずれも可能です。
- (5) 求職者支援訓練を受講する場合は、月に一度、あらかじめ指定された「指定来所日」に来所して職業相談を行う必要があります。

※1 訓練終了までの間、失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給するもの

※2 受講手当（日額500円、40日を限度）及び通所手当（月額上限42,500円）

詳しくは、お近くのハローワークにお尋ねください。

ハローワーク(公共職業安定所)一覧表

ハローワーク (公共職業安定所)	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域
宮崎	〒880-8533 宮崎市柳丸町131番地	0985-23-2245 (11#)	宮崎市、東諸県郡(国富町、綾町)
延岡	〒882-0872 延岡市愛宕町2-2300	0982-32-5435	延岡市、西臼杵郡(高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)
日向	〒883-0041 日向市北町2丁目11番地	0982-52-4131	日向市、東臼杵郡(門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町)
都城	〒885-0072 都城市上町②街区11号都城合同庁舎	0986-22-1745 (11#)	都城市、北諸県郡(三股町)
日南	〒889-2536 日南市吾田西1丁目7番23号	0987-23-8609	日南市、串間市
高鍋	〒884-0006 児湯郡高鍋町大字上江8340	0983-23-0848	西都市、児湯郡(高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町)
小林	〒886-0004 小林市細野367-5	0984-23-2171	小林市、えびの市、西諸県郡(高原町)

地方運輸支局等 ※船員であった方で、離職後引き続き船員での就職を希望される方

地方運輸支局	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域
九州運輸局 宮崎運輸支局	〒880-0925 宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735番3	0985-63-2513	宮崎県(船員)

※ 雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日(休祝日・年末年始を除く)の8時30分～17時15分です。

※ ご来所の際は、駐車場が限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

詳しい手続きについては、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)にお尋ねください。

厚生労働省 HP に雇用保険の Q&A を掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>

